

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月17日（平成28年（行情）諮問第621号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行情）答申第230号）

事件名：「靖国神社に関する復員史編纂資料」（昭和30年）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「靖国神社に関する復員史編纂資料」（昭和30年）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年7月14日付け厚生労働省発社援0714第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

本件文書の作成者の所属及び氏名を不開示とした処分を取り消すとの決定を求める。

###### イ 審査請求の理由

（ア）審査請求人は、2016年6月19日、処分庁に対し、法に基づき、本件対象文書の開示を請求した。

（イ）処分庁は、2016年7月14日、原処分をした。

（ウ）原処分の理由として、以下の記載がある。

「氏名、印影、肩書き、階級については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」

（エ）しかし、原処分は、次の点において、違法又は不当であり、取消されなければならない。

原処分において、作成者の所属、氏名等も「個人に関する情報」として不開示とされている。そのため、本件対象文書が日本国の関係者によって作成されたものなのか、靖国神社の関係者によって作成されたものなのかも判然としない。作成者や作成機関に関する情報は当該文書の歴史的価値を判断する上で不可欠な情報であって、情報公開制度の趣旨からも当然開示すべき情報である。

また、本件文書は昭和30年に作成されたものであり、作成からすでに60年が経過している。関係者は既に死亡している可能性が高く、氏名等が明らかになっても、不利益を生じることはおよそ考えられない。「時の経過」が考慮されるべきである。

## (2) 意見書

### ア 審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において次のように述べた。

原処分において、作成者の所属、氏名等も「個人に関する情報」として不開示とされている。そのため、本件対象文書が日本国の関係者によって作成されたものなのか、靖国神社の関係者によって作成されたものなのかも判然としない。作成者や作成機関に関する情報は当該文書の歴史的価値を判断する上で不可欠な情報であって、情報公開制度の趣旨からも当然開示すべき情報である。

審査請求人は、合祀対象者等の個人名を不開示としていることを問題にしているのではない。当該文書の作成機関や作成者の氏名まで不開示としているのは行き過ぎであり、知る権利の侵害であると述べているに過ぎない。例えば、別紙1は処分庁が開示した「靖国神社合祀事務協力要請関係書類」に含まれる文書であるが、靖国神社の罫紙に書かれていることから、靖国神社が作成したものであることは明らかである。しかし、この罫紙の「靖国神社」部分を処分庁は不開示にしているわけではない。原処分において、作成機関名を不開示にするとすることは、別紙1の罫紙の「靖国神社」部分を不開示にすることと同じである。

処分庁の理由説明書には、なぜ、作成機関名まで不開示としているかについて、一切説明がない。

### イ 個人情報に関する処分庁の取扱いは一貫性がない。

処分庁（原文ママ）は、理由説明書において、次のように述べている。

これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、

原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

法5条1号においては、生前に同号により不開示であった個人に関する情報が、その者が死亡したことをもって開示されることとなるのは不相当であることから、同号の「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解しており、審査請求人の主張は認められない。

別紙2は、処分庁が開示した「復員課調査事務処理の状況と事務引き継ぎ関係」に含まれる文書であるが、処分庁が関わる訴訟に関して、証人の氏名、役職等を開示している。証人は訴訟においてはまさに第三者であり、保護すべき個人情報である。この文書には、個人名、役職等がいたるところにあるが、そのほとんどは開示されている。処分庁の理由説明書の論理に従えば、これらは全て不開示とされなければならないはずである。

他の開示請求者に対する取扱いに照らしてみれば、原処分において作成者の氏名を不開示とする理由は見当たらず、まして、個人情報保護を理由として作成機関名まで不開示とする取扱いは知る権利の侵害以外の何物でもない。

ウ 作成機関が靖国神社であることは、文面から明らかである。

本件対象文書9頁に次のような記述がある。

偶々同部主務官の要望により同部調査員として當神社禰宜を懇望し来にたるにより、その要望を入れ昭和二十二年五月からは當神社の■■禰宜が神社在籍のまゝ宗教部の一員となって、彼の懐中に入り積極的な打開策を講じた。

ここで、「當神社」と言っているからには、本件対象文書が靖国神社の関係者により書かれたものであることは明らかであって、作成機関名を不開示とする意味はない。そして、作成機関名を開示したとしても、そのことが、直ちに作成者個人の特定につながることはあり得ない。また、靖国神社の関係者が作成したという事実そのものを不開示とする意図が処分庁にあったとすれば、それは、宗教団体に対する便宜供与であり、情報公開制度をゆがめる違憲・違法な取扱いというほかない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年6月19日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年7月24日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定個人Aが、靖国神社の終戦に伴う変遷を以下の3編に取りまとめた文書であり、巻末に靖国神社の配置実測図等が綴られている。

#### ア 戦後の靖国神社概観

戦後の靖国神社の連合軍占領政策下での法人問題、合祀問題及び遺骨奉安施設問題等に関する考察等が記載されている。

#### イ 戦後における靖国神社の祭祀形態に関する事

戦後の靖国神社の祭祀形態について、昭和20年11月の臨時大招魂祭実施の経過と形態及びその後の祭祀形態にどのような結果を来したか等について記載されている。

#### ウ 遊就館廃止前後に関して

靖国神社附属遊就館の戦災被害に伴う廃止、廃止前後の陳列品の処理及び廃止後の建造物等について記載されている。

### (2) 不開示情報該当性について

本件対象文書には、本件対象文書の作成者（特定個人A）に関する情報（氏名、印影、肩書き）、靖国神社に合祀された者に関する情報（氏名）、靖国神社の職員等に関する情報（氏名）及びGHQ（連合軍）関係者に関する情報（氏名、階級、役職等）が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、本件対象文書は昭和30年に作成されたものであり、作成からすでに60年が経過していることから、関係者はすでに死亡している可能性が高く、氏名等が明らかになっても、不利益を生じることはおよそ考えられず、「時の経過」が考慮されるべきである旨主張している。しかし、法5条1号においては、生前に同号により不開示であった個人に関する情報が、その者が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當であることから、同号の「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解しており、審査請求人の主張は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年8月31日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法5条1号に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は、作成者の所属及び氏名を不開示とした処分の取り消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

本件対象文書には、本件対象文書の作成者（特定個人A）に関する情報（氏名、印影及び肩書き）、靖国神社に合祀された者に関する情報（氏名）、靖国神社の職員等に関する情報（氏名）及びGHQ（連合国軍）関係者に関する情報（氏名、階級及び役職等）が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、作成者に関する情報は、1頁ないし3頁の不開示部分に記載されており、当該不開示部分には作成者の肩書き、氏名及び印影が記載されていることが認められた。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地も無い。

(3) 以上より、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 死者に関する情報について

審査請求人は、審査請求書の中で、本件対象文書は昭和30年に作成されたものであり、作成から既に60年が経過していることから、関係者は既に死亡している可能性が高く、氏名等が明らかになっても、不利益を生じることはおよそ考えられず、「時の経過」が考慮されるべきである旨主張している。しかし、法が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことから、法5条1号の「個人に関する情報」には生存する個人のみならず、死亡した個人も含まれると解するのが相当であり、審査請求人の主張を採用することはできない。

#### (2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

#### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子